

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 7 月 7 日 (火) 第121号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

### 告 示

- 有害な図書等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
- 生産事業者の登録の取消し (森林経営課取扱い) 2
- 保安林の指定施業要件の変更予定 (2件) (森づくり推進課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退 (障害福祉課取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (障害福祉課取扱い) 3
- 土地改良区の清算人の退任の届出 (農地整備課取扱い) 3
- 公共測量の実施 (監理課取扱い) 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 4

### 公 告

- 環境影響評価法に基づく環境影響評価方法書の作成及び縦覧 (港湾空港課取扱い) 4
- 環境影響評価法に基づく環境影響評価方法書に関する説明会開催公告 (港湾空港課取扱い) 5
- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 6
- 一般競争入札公告 (2件) (会計課取扱い) 6

### 公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 11

### 雑 報

- 令和 2 年度行政書士試験公告 (一般財団法人行政書士試験研究センター取扱い) 12

## 告 示

### 鹿児島県告示第659号

鹿児島県青少年保護育成条例(昭和36年鹿児島県条例第65号)第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

令和 2 年 7 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
25358	令和 2 年 6 月 29 日	雑 誌	実話ナックルズ 6・7月合併号	大洋図書	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若
25359			麗人 7月号	竹書房		
25360			裏モノ JAPAN 6・7月合併号	鉄人社		

25361		恋愛宣言PINKY 8月号	08877-08	秋水社	しくは残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
-------	--	------------------	----------	-----	--------------------------------

## 鹿児島県告示第660号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第15条第1項の規定により、次の生産事業者の登録を令和2年6月15日に取り消した。

令和2年7月7日

鹿児島県知事 三反園訓

登録番号	生産事業者の名称及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
第7173号	有限会社モリ工業 始良郡湧水町幸田552番地	種穂の採取 種穂の精選 幼苗の育成 幼苗以外の苗木の育成	有限会社モリ工業 始良郡湧水町幸田552番地

## 鹿児島県告示第661号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和2年7月7日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所  
始良市蒲生町白男字猿内3700番30
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び始良市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 鹿児島県告示第662号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和2年7月7日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成9年2月7日農林水産省告示第216号（二に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び始良市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 鹿児島県告示第663号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

令和 2 年 7 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		辞退年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
しおかぜ薬局	出水郡長島町指江87番地 9	令和 2 年 5 月 31 日	育成医療・更 生医療

## 鹿児島県告示第664号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 2 年 7 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
さすえ薬局	出水郡長島町指江87番地 9	令和 2 年 7 月 1 日	育成医療・更 生医療

## 鹿児島県告示第665号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 2 年 7 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

病 院 又 は 診 療 所		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
医療法人徳洲会名瀬徳洲会病院	奄美市名瀬朝日町28番地 1	令和 2 年 7 月 1 日	更生医療

## 鹿児島県告示第666号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、清算法人福山町土地改良区の清算人の退任について次のとおり届出があった。

令和 2 年 7 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

退任した清算人の氏名及び住所

橋口 武儀 霧島市福山町福山5045番地102

樋渡 明 霧島市福山町佳例川3831番地

大山 茂美 霧島市福山町福地1725番地 2

東村 薫 霧島市福山町福沢1645番地 4

中村 等 霧島市福山町福沢1837番地 1

## 鹿児島県告示第667号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、九州防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 2 年 7 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（用地測量及び基準点測量）
- 2 作業の期間 令和 2 年 6 月 23 日から同年 8 月 31 日まで
- 3 作業の地域 鹿屋市

**鹿児島県告示第668号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和 2 年 7 月 7 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 7 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	知名沖永良部空港線	大島郡知名町大字竿津字上キシ1499番2地先から同郡和泊町大字古里字兼久田522番1地先まで	令和 2 年 7 月 7 日

**公 告**

環境影響評価法に基づく環境影響評価方法書の作成及び縦覧

環境影響評価法（平成 9 年法律第81号）第 5 条第 1 項の規定により、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成したので、次のとおり公告し、方法書及びこれを要約した書類（以下「方法書等」という。）を縦覧に供する。

なお、方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、事業者に対し、意見書を提出することができる。

令和 2 年 7 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - (1) 名称  
鹿児島県
  - (2) 代表者の氏名  
鹿児島県知事 三反園訓
  - (3) 主たる事務所の所在地  
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
  - (1) 名称  
屋久島空港滑走路延伸事業
  - (2) 種類  
滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更
  - (3) 規模  
延長前の滑走路の長さ 1,500メートル  
延長後の滑走路の長さ 2,000メートル
- 3 対象事業が実施されるべき区域  
熊毛郡屋久島町小瀬田
- 4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲  
熊毛郡屋久島町小瀬田
- 5 方法書等の縦覧の場所、期間及び時間
  - (1) 縦覧の場所

鹿児島県土木部港湾空港課，環境林務部環境林務課及び熊毛支庁屋久島事務所建設課並びに屋久島町役場政策推進課及び各出張所

(2) 縦覧の期間及び時間

令和 2 年 7 月 7 日から同年 8 月 6 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

6 意見書の提出

(1) 提出期限

令和 2 年 8 月 20 日

(2) 提出先

鹿児島県土木部港湾空港課（鹿児島市鴨池新町10番 1 号 郵便番号 890-8577）

(3) 意見書に記載すべき事項

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては，その名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 意見書の提出の対象である方法書の名称

ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由（日本語により記載すること。）

.....

環境影響評価法に基づく環境影響評価方法書に関する説明会開催公告

環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 7 条の 2 第 1 項の規定により，環境影響評価方法書に関する説明会を次のとおり開催する。

令和 2 年 7 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 事業者の名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

鹿児島県

(2) 代表者の氏名

鹿児島県知事 三反園訓

(3) 主たる事務所の所在地

鹿児島市鴨池新町10番 1 号

2 対象事業の名称，種類及び規模

(1) 名称

屋久島空港滑走路延伸事業

(2) 種類

滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更

(3) 規模

延長前の滑走路の長さ 1,500メートル

延長後の滑走路の長さ 2,000メートル

3 対象事業が実施されるべき区域

熊毛郡屋久島町小瀬田

4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

熊毛郡屋久島町小瀬田

5 説明会を開催する日時及び場所

(1) 日時

ア 令和 2 年 7 月 16 日（木）午後 7 時から

イ 令和 2 年 7 月 17 日（金）午後 1 時から

(2) 場所

屋久島町役場本庁舎議会棟やくしまホール（熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20）

6 説明会に関する問合せ先

鹿児島県土木部港湾空港課（099-286-3663）

.....

## 開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 2 年 7 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
(5工区)

日置市伊集院町下神殿字鳥越1774番の一部、1774番6、1775番3、1776番1の一部、1776番3の一部、1776番4の一部、1782番2の一部、1782番14、1782番15の一部及び1782番17の一部

2 公共施設の種類、位置及び区域

公園 日置市伊集院町下神殿字鳥越1782番2の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

日置市伊集院町下谷口2462番地11  
中村建

.....  
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入れについて、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 2 年 7 月 7 日

鹿児島県警察本部長 鈴木敏夫

1 入札に付する事項

- (1) 借入れをする物品等の名称及び数量  
指掌紋情報管理システム装置の賃貸借 一式
- (2) 借入れをする物品等の特質等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
入札説明書による。
- (4) 納入場所  
入札説明書による。
- (5) 借入期間  
令和 3 年 3 月 1 日から令和 9 年 2 月 28 日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 納入しようとする物品の機能等証明書を提出し、承認を受けた者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類

を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826  
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和2年7月7日から同年8月14日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札の間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県警察本部会計課  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

令和2年9月14日午後5時15分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年9月15日午後1時30分  
イ 場所 鹿児島県警察本部会計課入札室（警察本部庁舎3階）

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(㊦) 交付場所 (2)に同じ。  
(㊧) 交付期限 令和2年7月28日午後5時15分

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(6)のイの(㊧)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県（鹿児島県警察本部長）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県（鹿児島県警察本部長）を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県警察本部会計課調度係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566  
電話番号 099-206-0110（内線2232）  
ファックス番号 099-206-5560

13 その他

この調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:  
Information management system for fingerpalmprint:1set
- (2) DELIVERY PERIOD:  
As shown in the specification book
- (3) DELIVERY PLACE:  
As shown in the specification book
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:  
5:15 p.m. 14 September 2020
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:  
Finance Division  
Police Administration Department  
Kagoshima Prefectural Police Headquarters  
10-1 Kamoikeshinmachi,Kagoshima City,Kagoshima Prefecture 890-8566 Japan  
TEL 099-206-0110(ext.2232)



FAX 099-206-5560

## 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入れについて、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 2 年 7 月 7 日

鹿児島県警察本部長 鈴木敏夫

## 1 入札に付する事項

- (1) 借入れをする物品等の名称及び数量  
一般業務用ノートパソコンの賃貸借 505台
- (2) 借入れをする物品等の特質等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
入札説明書による。
- (4) 納入場所  
入札説明書による。
- (5) 借入期間  
令和 3 年 3 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 納入しようとする物品の機能等証明書を提出し、承認を受けた者であること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

## (1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

## (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826  
ファックス番号 099-286-5643

## (3) 申請書類の受付期間

令和 2 年 7 月 7 日から同年 8 月 14 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

## 4 入札の方法等

## (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## (2) 入札書の提出場所

鹿児島県警察本部会計課  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566

## (3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

## (4) 入札書の提出期限

令和2年9月15日午後5時15分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

## (5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年9月16日午後1時30分  
イ 場所 鹿児島県警察本部会計課入札室（警察本部庁舎3階）

## (6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(㊦) 交付場所 (2)に同じ。

(㊧) 交付期限 令和2年7月28日午後5時15分

## 5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(6)のイの(㊧)に同じ。

## 6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

## 7 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県（鹿児島県警察本部長）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

## (2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県（鹿児島県警察本部長）を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

## 8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 9 落札者の決定の方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 10 最低制限価格  
設定しない。
- 11 契約書案の提出  
落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先  
鹿児島県警察本部会計課調度係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566  
電話番号 099-206-0110（内線2232）  
ファックス番号 099-206-5560
- 13 その他  
この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 14 SUMMARY
- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:  
Notebook computers for business use:505set
- (2) DELIVERY PERIOD:  
As shown in the specification book
- (3) DELIVERY PLACE:  
As shown in the specification book
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:  
5:15 p.m. 15 September 2020
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:  
Finance Division  
Police Administration Department  
Kagoshima Prefectural Police Headquarters  
10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8566 Japan  
TEL 099-206-0110(ext.2232)  
FAX 099-206-5560

## 公安委員会告示

### 鹿児島県公安委員会告示第72号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和2年7月7日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	Pハイスクールオブザデッド2N 1A	株式会社高尾	0P0379

ぱちんこ遊技機	P ロク ロク L 1 D	株式会社高尾	9P1581
ぱちんこ遊技機	P ビッグ ドリーム 2 G E B	株式会社銀座	0P0426

## 雑 報

### 令和 2 年度行政書士試験公告

行政書士法（昭和26年法律第 4 号）第 4 条第 1 項の規定による鹿児島県知事の委任に係る令和 2 年度行政書士試験を次のとおり実施する。

令和 2 年 7 月 7 日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 多賀谷一照

#### 1 試験の期日

令和 2 年 11 月 8 日（日）午後 1 時から午後 4 時まで

#### 2 試験の場所

- (1) 鹿児島県建設センター（鹿児島市鴨池新町 6 番 10 号）
- (2) 鹿児島県市町村自治会館（鹿児島市鴨池新町 7 番 4 号）

#### 3 試験の科目及び方法

##### (1) 試験の科目

試 験 科 目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46 題）	憲法，行政法（行政法の一般的な法理論，行政手続法，行政不服審査法，行政事件訴訟法，国家賠償法及び地方自治法を中心とする。），民法，商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し，法令については，令和 2 年 4 月 1 日現在施行されている法令に関して出題する。
行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14 題）	政治・経済・社会，情報通信・個人情報保護，文章理解の中から出題する。

##### (2) 試験の方法

ア 試験は，筆記試験により行う。

イ 出題の形式は，「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式，「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式により行う。

\* 記述式は，40 字程度で記述するものを出題する。

#### 4 受験手続

##### (1) 郵送による受験申込み

###### ア 受付期間

令和 2 年 7 月 27 日（月）から同年 8 月 28 日（金）まで

###### イ 受付場所

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

受験願書と一緒に配布する封筒により簡易書留郵便で郵送すること。令和 2 年 8 月 28 日（金）の消印があるものまで受け付ける。

###### ウ 提出書類

受験願書（顔写真貼付，受付郵便局の日付印のある振替払込受付証明書（お客さま用）の貼付があるもの）

###### エ 受験手数料

(ア) 7,000 円（払込み方法については，試験案内に掲載する。なお，払込みに要する費用は，受験申込者の負担となる。）

(イ) 一旦払い込まれた受験手数料は，原則として返還しない。

###### オ 試験案内及び受験願書の配布方法，配布期間及び配布場所

次に掲げる場所において，令和 2 年 7 月 27 日（月）から同年 8 月 28 日（金）までの間，配布する。なお，郵送を希望する場合は，住所，氏名及び郵便番号記載の返信用封筒（角形 2 号：横 240mm，縦 332mm，A 4 サイズの用紙が折らずに入る大きさ）に，郵便切

手140円分を貼付し、一般財団法人行政書士試験研究センター試験課（請求宛先：郵便番号252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留）又は鹿児島県総務部市町村課（請求宛先：郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号）へ郵便で請求すること（令和2年8月21日（金）までに必着のこと。）。

(ア) 一般財団法人行政書士試験研究センター

(イ) 鹿児島県総務部市町村課

(ウ) 鹿児島地域振興局総務企画部総務企画課（鹿児島市小川町3番56号）

(エ) 南薩地域振興局総務企画部総務企画課（南さつま市加世田東本町8番地13）

(オ) 北薩地域振興局総務企画部総務企画課（薩摩川内市神田町1番22号）

(カ) 始良・伊佐地域振興局総務企画部総務企画課（始良市加治木町諏訪町12番地）

(キ) 大隅地域振興局総務企画部総務企画課（鹿屋市打馬二丁目16番6号）

(ク) 熊毛支庁総務企画部総務企画課（西之表市西之表7590番地）

(ケ) 大島支庁総務企画部総務企画課（奄美市名瀬永田町17番3号）

(コ) 鹿児島県行政書士会（鹿児島市与次郎二丁目4番35号 K S C 鴨池ビル202号室）

## (2) インターネットによる受験申込み

### ア 受付期間

令和2年7月27日（月）午前9時から同年8月25日（火）午後5時まで

(ア) インターネットによる受験申込みは、令和2年8月25日（火）午後5時で終了する。午後5時までに入力を完了していないと、たとえ接続中（入力中）であっても申込みができなくなるので注意すること。

(イ) この期間におけるインターネットによる受験申込みは24時間利用可能である。入力方法等手続の詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）にアクセスし、確認すること。

(ウ) 受付最終日（令和2年8月25日（火））は混雑が予想されるため、余裕を持って申し込むこと。

### イ 受験手数料の払込み

(ア) 受験手数料（7,000円）は、クレジットカード（受験申込者本人名義のものに限る。）又はコンビニエンスストアで払い込むこと。なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となる。

(イ) 利用できるクレジットカード

V I S A, M a s t e r, J C B, アメリカーン・エクスプレス, D i n e r s

(ウ) 利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン, ローソン, ローソン・スリーエフ, ファミリーマート, セイコーマート, ミニストップ, デイリーヤマザキ, ヤマザキデイリーストア, ニューヤマザキデイリーストア

(エ) 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。

## 5 特例措置の実施

身体の機能に障害のある方は、障害の状況により必要な措置（点字試験を含む。）を講じることがあるので、受験の申込みに先立って必ず一般財団法人行政書士試験研究センターまで申し出ること（特例措置の手続については、試験案内に掲載する。）。

## 6 合格発表の日時及び発表方法

### (1) 合格発表日時

令和3年1月27日（水）午前9時

### (2) 合格発表の方法

一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）するとともに、受験者全員に合否通知書を郵送する。

また、同センターのホームページにも合格者の受験番号を掲載する。

## 7 問合せ先

一般財団法人行政書士試験研究センター

郵便番号 102-0082

所 在 地 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館 3 階  
電話番号 03-3263-7700